

休業（補償）給付支給請求書

1 どんなときに

業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため、労働することができず、賃金を受けていないとき。

休業 4 日目から次の休業（補償）給付が支給されます（労災保険法第 14 条）。

支給額	給付内容	休業日が全部休業の場合	一部休業した日の支給額
	休業(補償)給付	(給付基礎日額×0.6)×休業日数	(給付基礎日額-就労分の賃金)×0.6
	特別支給金	(給付基礎日額×0.2)×休業日数	(給付基礎日額-就労分の賃金)×0.2

<待期間>

休業初日を含む 3 日目までは休業(補償)給付及び休業特別支給金は支給されません。
この間の休業については、業務上災害の場合、使用者は平均賃金の 60%の休業補償を行わなければならない(労働基準法第 76 条)。

2 請求手続、様式

- ① 請求手続：休業した日の翌日から 2 年以内に、所轄労働基準監督署長に提出
- ② 様式：業務災害用（様式第 8 号）、通勤災害用（様式第 16 号の 6）

3 添付書類

- ① 同一の理由によって障害厚生年金、障害基礎年金等の支給を受けている場合には、支給額を証明する書類
- ② 労働基準監督署では請求書の迅速・適正処理のため、任意で次の書類の提出を求めることがあります。
 - ア 月給者に関する報告書（月給者に休業期間の全部又は一部の賃金を支払っていないことの事業主証明及び請求人確認書）
 - イ 遅延理由書（各種請求が遅くなった場合）
 - ウ 労災保険受任届（事業主が休業補償等を立て替えて請求人に支払った場合）
 - エ 「腰痛症」災害発生状況報告等（一定の傷病についてその発生経過、受診経過等を明らかにする書面）

4 記載上のポイント

記載例を参照して記入します。平均賃金の計算は、平均賃金決定申請書説明を参照してください。

5 留意点

- ① 請求に当たり休業した全日数を一括請求するか、数回に分けて請求するかの定めはありません。休業が長期化している場合は、1 カ月単位の請求が一般的です。
- ② 休業（補償）給付を受ける労働者が同一の理由により障害厚生年金、障害基礎年金の支給を受ける場合は、休業（補償）給付（休業特別支給金を除く）が減額調整されます。
- ③ 通勤災害による休業では、初回の休業給付支給額から一部負担金 200 円が控除されます。